

## 随意契約理由書

1 業 務 名	2019年度交通技術調査設計資料整理業務
2 業 者 名	セントラルコンサルタント (株)
3	
<p>既発注の平成30年度交通技術調査設計資料整理業務入札説明書26. その他(10)「本業務の実施結果が優良であり、継続することが適切であると判断される場合には、本業務の終了時に、本業務の実施者と平成32年度を限度に、随意契約する場合がある。」の適用可否を判断すべく、既発注の平成30年度交通技術調査設計資料整理業務の平成30年12月末時点での業務実施結果等に基づき業績評価を実施したところ、優良であり、2019年度業務についても競争入札に付すことなく同社に継続させることが適切であると判断された。</p> <p>よって、契約の性質上競争を許さないものと認められるため、阪神高速道路株式会社契約規程(平成17年阪神高速規程第9号)第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとする。